

(案)

委 託 契 約 書

一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務の名称 特定ー5号

県営住宅消防用設備等保守点検業務委託（秋田市、男鹿市、潟上市）

（2）委託業務の内容 別冊設計書（仕様書・図面を含む。）のとおりに

（3）履 行 場 所 秋田県秋田市大住二丁目19番他

（処理の方法）

第2条 乙は、別冊設計書（仕様書・図面を含む。）および甲の指示（以下「設計図書等」という。）に基づいて、委託業務を誠実に実施するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年9月24日から令和9年3月18日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、第1条の委託業務に対する委託料として¥*****ー（うち取引にかかる消費税および地方消費税の額¥*****ー）を乙に支払うものとする。

2 前項の委託料の支払いは年払いとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

（調査等）

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

（設計図書等の変更）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書等の内容変更を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、委託期間もしくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（委託期間の変更方法）

第8条 委託期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（委託料の変更方法等）

第9条 委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約の実施に関し、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、一部委託については、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、乙は甲に対し、当該第三者のすべての行為および結果について責任を負うものとする。

(業務完了報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務が完了したとき(委託料の支払を分割としている場合の一部完了を含む。以下同じ。)は、速やかに業務完了報告書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

2 前項の検査に必要な費用および検査のために変質、消耗、又は毀損したものの損失は、乙の負担とする。

3 乙は、委託業務が第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を委託業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第13条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により委託料の支払を遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の日の翌日から支払の日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、委託業務が完了した後も役務契約の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知ったときから1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が役務行為の成果を甲に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は乙に対し、第1項の催促をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、違約金の徴収、本契約の解除をしても、なお損害がある場合には、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合に理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知ったときから1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(危険負担)

第16条 この契約の実施に関し、乙が受けた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(機密保持と個人情報の取扱)

第17条 甲および乙は本作業の実施に際して知り得た情報について機密を保持し、相手方の書面による同意がない限り第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 甲、乙の責に帰すべき事由に因らずして公知となった情報
- (2) 第三者による開示前に、開示者が適法に保有していた情報
- (3) 開示制限を受けない第三者が、適法に開示請求した情報

2 甲は、乙がこの契約の履行に係る個人情報等の取り扱いについて「個人情報取扱特記事項」を別記として定めることができる。

3 前項の別紙が定められた場合、乙はこれを遵守しなければならない。

4 本条第1項、第2項および第3項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

5 乙は、乙の従業員に対して、甲の秘密を保持することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じて、絶えず教育、訓練をしなければならない。

(契約の解除)

第18条 翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は当該契約を解除する。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 検査に際し、検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(暴力団からの不当介入の排除)

第20条 乙は、この契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由無くして前項に規定する通報および報告をしていない事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。

(解除の効果)

第21条 甲は、前3条の規定により契約を解除しようとするときは、解除する理由を明らかにした文書をもって乙にその旨を通知しなければならない。

2 前3条の規定により契約が解除された場合において、乙が既に委託業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分代金」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

4 前項の規定により算出された既履行部分代金が、支払い済委託料を下回るときは、解除の日から30日以内に、乙が甲に当該下回る額を返還しなければならない。

5 第17条第2項および前2条の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1以上の額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（訴訟等）

第22条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項その他疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

甲 秋田県秋田市中通二丁目3番8号
一般財団法人秋田県建築住宅センター
理事長 中野 賢俊

乙 秋田市〇丁目▽番地□号
○○○○○○○○○○
□□□□ △△△△△

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知、教育)

第3 乙は、この業務に従事している者に対し在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、又は意識の向上を図るため必要な教育を行わなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を適正に管理し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(責任者および作業場所の明確化)

第7 乙は、この契約による業務を実施する際は、あらかじめ責任者および作業場所を明確にして、甲に報告して行わなければならない。この場合、その内容に変更が生ずる場合にも同様に報告しなければならない。

(複写、複製および移動の制限)

第8 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を甲の指示又は承諾があるときを除き、複写、複製又は他の場所に移動してはならない。

(市による監査又は検査)

第9 甲は、乙に対し、この契約による個人情報の取り扱い状況を確認するため、監査又は検査を行うことができる。この場合、乙は正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故の公表)

第12 乙が、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、事件又は事故が発生した場合には、甲は当該事故等の公表を行うことができる。

(損害賠償責任)

第13 乙が、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、被害が発生し、その賠償が求められた場合には、乙がその責任を負うものとする。

